

城南小 学校長 殿

罹 患 報 告 書

氏 名	
発症日	
感染症名	
診断日	
医療機関名	
症状軽快日	
保護者名 (自署)	

下記の感染症ごとに定められた出席停止解除の基準を満たしていることを確認の上、医療機関で受診したことがわかる書類（領収書、診療明細書、処方箋等）の写しを添付して提出してください

感染症名	出席停止期間の基準	保護者 チェック
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬治療が終了するまで	
麻疹 (はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
風疹 (三日はしか)	発しんが消失するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘 (水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで	
その他の感染症(※) (感染性胃腸炎、マイ コプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良くなるまで	

下記の出席停止期間の基準は、文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より抜粋

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準	登校再開時に 必要な書類
第 1 種	エボラ出血熱、ラッサ熱、 特定鳥インフルエンザ、 ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	登校許可証明書 (医師による証明)
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗 菌薬治療が終了するまで	罹患報告書 (保護者による報告)
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した 後2日を経過するまで	インフルエンザ 経過報告書 (保護者による報告)
	インフルエンザ (特定鳥イン フルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経 過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1 日を経過するまで	証明書不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認められるまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐 れがないと認められるまで(抗結核薬の予防投薬 は出席停止に該当しない)		
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認められるまで	登校許可証明書 (医師による証明)
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	腸チフス		
	細菌性赤痢		
	パラチフス		
	その他の感染症(※)(感染性胃腸 炎、マイコプラズマ等)	発熱、下痢、嘔吐等、症状が改善し、全身状態が良く なるまで	罹患報告書 (保護者による報告)

※)その他の感染症

・感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性
紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染
性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症(①カンジダ感染症②白癬、特にトングランス感染症)

・必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を取ることができる疾患です。

各地域、学校の発生・流行の状況等を考慮の上で判断されるため、出席停止となる場合とならない場合があります。

主治医の指示がある期間は自宅で安静・療養し、本人の全身状態が良くなってから登校させてください。